

愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

医療法第30条の6の規定により、医療計画は計画期間である6年間のうち、3年ごとに必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされています。

今回の医療計画の見直しでは、3年の経過に伴う各項目の時点修正を行います。

2 策定時期等

各医療圏の計画（当地域では「尾張東部医療圏保健医療計画」）は、県計画の原案の記載内容を反映させ^(※)、2021（令和3）年度中に策定します。

なお、中間見直し後の計画期間は、2023（令和5）年度までとします。

〔※県計画は各医療圏計画に比べ半年ほど先行して見直し作業が進んでおり、その見直し内容は主に時点修正となっています。〕

3 今回の主な見直し内容

現状に沿った内容での時点修正を行います。（資料2-2参照）

4 見直しの方針

新型コロナウイルス感染症対策業務に注力するため、保健所で実施可能な範囲で取り組みます。（令和3年6月25日付け愛知県保健医療局長通知）